

IATA航空危険物規則書 第61版(2020年)主要な改定点

一般社団法人航空危険物安全輸送協会(JACIS)

本資料は、主要な改定点のとりまとめであり、全ての改定点を網羅してはいない。詳細はIATA航空危険物規則書を参照願います。
 注：下記参照番号(サブセクション番号)に“★”を付したものは、IATA航空危険物規則書の「第61版(2020年版)」の重要な変更点および改定点
 (日本語版 xiii ページ、英語版 xxiii ページ)には反映されていないが、その他の改定点の中で重要と思われるものを当協会で選択し追加
 したことを表したものです。

第1章 - 適用 (Applicability)

		特記事項なし
--	--	--------

第2章 - 制限 (Limitations)

2.3 手荷物規則関係		
★2.3.0.2	変更	参照されたexcess baggageの項目番号が該当する1.2.7.1(h)に訂正された。
2.3.2.2	編集 変更	防漏型湿式蓄電池または特別規定A123、A199に適合する電池を装備している車椅子/移動補助機器の規定： ・以下の要件に従わなければならないと規定し旧(a)を除き旧(b)から(g)の内容は変わらないが2.3.2.2.2から2.3.2.2.7の項目番号が 付いた。 ・旧(a)は、「意図しない作動防止および防漏蓄電池に遊離または吸収されていない液体は許可されない」と訂正し、2.3.2.2.1になっ た。【JACIS記：予備電池は、従来どおり1個と変更はない。】
★ 2.3.2.3	編集 追加	非防漏型電池を装備している車椅子/移動補助機器の規定：【JACIS記：予備電池は、従来どおり認められてはいない。】 ・以下の要件に従わなければならないと規定し旧(a)から(e)の内容は変わらないが2.3.2.3.1から2.3.2.3.5の項目番号が付いた。なお 2.3.2.3.2(c)2に2.3.2.3.(c)【JACIS記：2.3.2.3.3が正しい】、9.3.14.6および図9.3.Cの参照も追加された。
★ 2.3.2.4	編集	リチウム電池を装備している車椅子/移動補助機器の規定： ・旧(a)から(g)の内容は変わらないが2.3.2.4.1から2.3.2.4.7の項目番号が付いた。 【JACIS記：予備電池は、従来どおり、160Wh以下は2個、300Whを超えないものは1個と変更はない。】
★ 2.3.3.2	編集	予備のリチウム電池： ・携帯医療用電子機器と携帯電子機器の規定が統合された。従来どおり、リチウム金属電池は携帯医療用電子機器についてのみ 許可される。
2.3.5.1	変更	医薬品または化粧品および区分2.2のエアゾール：旧2.3.5.2のエアゾールが統合された。以降の項目番号が順次繰り上がる。
2.3.5.11	追加	防漏電池を組み込んだ携帯電子機器：電池に遊離または吸収されていない液体を含んでいてはならないという文言の追加
2.3.5.12	追加	少量の引火性液体と一緒に包装された非伝染性の標本：A180の詳細な包装方法の追加がされた。
★ 2.3.5.13	追加	内燃機関および燃料電池エンジンの規定が詳細になりA70の規定内容が追加された。
★ 2.3.5.14	追加	透過装置(Permeation Devices)の規定が詳細になりA41の規定内容が追加された。
★表2.3.A	変更	許可される手荷物表の一部変更 ・Avalanche rescue backpack (a cartridgeがcartridgesに変更、2.3.4.3も参照)。 ・Mobility aids (リチウム電池装備のものが分離)：リチウム電池が取り外せるように設計されたものである場合、電池は機内に持ち 込まなければならない。リチウム電池が付いたままでは受託手荷物としては受託されない。 ・Non-flammable, non-toxic(Division 2.2) aerosols：スポーツ用または日用品のエアゾールは機内持ち込みがNO→YESに変更され た。
2.6.7.1.3	新規	微量危険物マーク：包装物の1つの面に施さなければならず、ラベルを使用する場合、ラベルが折曲がったり、包装物の異なる面 にマークがまたがるように貼付されてはならないと規定された。
★2.8	追加 変更	政府例外規定：Kuwait, Serbia, Zimbabweが新しく政府例外規定をファイルする国に加わり52か国になった。追加、変更あり。 運航者例外規定：追加、変更、削除あり。

第3章 - 分類 (Classification)

★ 表3.8.A	変更	影響：「皮膚の厚み全部の壊死」から「皮膚の不可逆的損傷」に変更された。
★3.9.2.6.0	追加	リチウム電池：UN3536 Lithium batteries installed in cargo transport unit が追加された
★3.9.2.6.1	変更	(g) リチウム電池の試験要約：予告されていたが、利用可能にしなければならない。

第4章 - 識別 (Identification)

★ 表4.1.A	変更	総称的およびその他の(n.o.s.)品名の一覧表：3個の正式輸送品目名が訂正された。
★ 4.1.6.4	追加	D欄：取扱いラベルではないが“環境有害物質”マークが該当する物質(UN3082, UN3077)に記載された。
品目関係		
UN3449	変更	Bromobenzyl cyanides, solid: IATA“指差し”マークが除去され、規定がICAOに揃えられた。微量危険物記号の変更(E0→E5)。I/J 欄の旅客機“輸送禁止”が、旅客機で包装基準666に従い包装物当たりの最大正味量5kgで輸送可能になり、A1が削除された。
UN3077 & 3082	追加	UN3077およびUN3082に対し、第9分類の危険性ラベルに加えて、包装物に環境有害物質マークを貼付しなければならないことを 識別するため、D欄に“環境有害物質(environmentally hazardous substance)”が追加された。
UN2389	変更	Furan: IATA“指差し”マークが除去され、規定がICAOに揃えられた。包装等級I、微量危険物記号E3の割り当てがなされ、旅客 機/貨物機とも輸送禁止から、旅客機および貨物機での輸送が可能となった。
UN3536	追加	Lithium batteries installed in cargo transport unitに“+”マークが付いた。付録Aの用語の解説に更なる情報があることを示すた め、短剣記号が追加された。
UN1700	追加	Tear gas candlesにA802が割り当てられ、容器は包装等級IIの性能基準に合致しなければならないと強化された。
特別規定関係		
★ A70	変更	参照される手荷物の項目番号が2.3.5.13に変更された。
★ A197	編集	solidの5kgについても、「単一容器または内装容器当たり(per single or inner packaging)」という文言が付いた。
★ A324	編集	(f)は「of all times」の旧文言が「always」に変更され、(h)の参照項目が9.5.1.1.3(c),(d),(f)に変更された。
★ A802	追加	PI965および968のSection IBに従って準備されたリチウム電池には適用されないことを追記した。

第5章 - 包装 (Packing)

包装基準関係		
5.0.2.11	変更 追加	(C)がPI620に規定された他の危険物以外は同梱不可と変更され、(h)Q値から除外される●3個目に、「危険物リストのJ欄またはL 欄の最大正味量が同じもの」という条件が追加された。
包装基準全般	変更	多数の包装基準で単一容器の表が、複合容器をよりよく識別するため訂正された。今までは複合容器が許可されている場合、単 一容器の表に“Composite-Plastic-All”と記載されている。この表記は容器の材質を正確に表していない。例えば、steel, fibre, plasticなど、および容器の形状、例えばdrumまたは許可された規格コード、例えば6HA1など。訂正された表はどの複合容器が許 可されるか正確に識別する。
650	編集	“注”の文言に2点訂正がある。これらだけが貨物の包装物である場合、航空貨物運送状に記載される包装物の個数はUN番号お よび正式輸送品目名に関する情報に追加する必要がないことを識別するため訂正された。一次容器内に第3分類、第8分類また は第9分類の少量の物質の許容を記載した文章は、これらの物質が2.6の「微量危険物の要件に合致した場合」ではなく、2.6の「微 量危険物として許可される」ものであることを明確にするため訂正された。

960 & Y960	新規	内装容器当たりの正味量制限は内装容器が危険物を収納している場合にのみ適用されることおよびキット当たりの危険物の合計正味量は1Lまたは1kgを超えてはならないことを明確にする文言が組み合わせ容器の表に追加され、*マークが付いた。 【JACIS記: Y960のKit当たりの危険物最大正味量に1.0Lの記載がない】
★ Y963	追加	(I)に密閉装置を上方にという文言が加わった。
968,969,970	変更	試験方法および判定基準の国連マニュアルで使用されている専門用語にそえるため、組電池のリチウム金属について総リチウム含有量(aggregate lithium content)の用語が使用されることになった。

第6章 - 容器規格と性能試験 (Packing Specifications and Performance Tests)

★ 6.0.4.1	編集	「30kg以下の包装物を除き」および「5Lまたは5kg以下の包装物」の包装物(packages)が容器(packagings)に訂正された。(なお、combination packages, composite package がcombination packaging, composite packaging に訂正されたが訳に変更はない。)
★ 表6.5.B	削除	注1が削除され、ほぼ同じ内容が6.5.4.3.2に移った。
★ 6.5.4.3.1	編集	表6.5.B,旧,注3の下の記事に項目番号が付いた(内容は変更なし)。
★ 6.5.4.3.2	新規	輸送用に準備される容器は落下試験および破裂試験を受けなければならないことと、表6.5.Bの旧、注1と同じ内容が合わさり、6.5.4.3.2に新しい項目として設けられた。

第7章 - マーキングおよびラベリング (Marking and Labelling)

7.1.3.1	追加	少量危険物マーク(図7.1.A)、環境有害物質マーク(図7.1.B)およびリチウム電池マーク(図7.1.C)は包装物の一つの面に施さなければならない、それらのマークをラベルで適用する場合は、ラベルは折れ曲がっていたり、包装物の異なる面にマークがまたがるように貼付されてはならないと追記された。
7.2.4.5	追加	「熱源からの隔離」取扱いラベルは危険性ラベルが貼付された同じ面に、危険性ラベルの近くに貼付することが望ましいと追記された。

第8章 - 書類 (Documentation)

★ 8.1.2.4.4	編集	8.1.2.4.3の注に新しく項目番号が付いた。
★ 8.1.6.5.3	追加	政府例外規定のみによって貨物機で輸送される貨物が、その国の管轄外では旅客機で輸送できる叙述方法および再び管轄内輸送時には貨物機専用ラベルの再貼付が追記された。
8.1.6.9.2	追加	Step6一包装基準の単一容器の複合容器に対する情報様式の変更に伴い、複合容器についての容器の種類の記事例“Composite個数および容器の種類、危険物の量の欄: Step 6に、複合容器(1 Composite fibre drum”の例を追加した。
★ 図8.1.F	追加	UN1950とUN0255(正味量記載あり)の記載例が追加された。 【JACIS記: UN1950の記載例 “1Steel cylinder x 16kg”についてはPI203の外装容器に、図8.1.Fの“Cylinder”は含まれていないので訂正の予定】
★ 図8.1.P	編集	図の下の説明文が、IBの文字は包装基準番号の直後に記載しても良いと変更された。

第9章 - 取り扱い (Handling)

★ 9.6.1	追加	注3に運航者以外の組織が危険物貨物の事故、軽微事故を発見した際には9.6.1の報告要件に従うことが望ましく、未申告または誤申告の危険物を発見した場合は9.6.2の報告要件に従うことが望ましい。これらの組織には以下に限られないが、フレイトフォワード、税関当局および保安検査提供者などが含まれると追記された。
---------	----	--

第10章 - 放射性物質 (Radioactive Material)

★ 10.3.4.3.5	追加	代替試験: Class4 およびClass5 の文言が追加された。
★ 10.3.6.1.1	削除	SCO-I :μ Ci/cm ² 単位表示の括弧書きが削除された。
★ 10.3.6.1.2	削除	SCO-II :μ Ci/cm ² 単位表示の括弧書きが削除された。
★ 10.7.3.3.3	追加	輸送指数:例として1.04 は1.1 になると示された。
★ 10.8.3.5.2	追加	政府例外規定のみによって貨物機で輸送される貨物が、その国の管轄外では旅客機で輸送できる叙述方法および再び管轄内輸送時には貨物機専用ラベルの再貼付が追記された。
★ 10.8.3.9.3	追加	包装基準欄:輸送指数は例えば1.04 は1.1 になると示された。
★ 10.8.7.2	削除	B型輸送物の書類: Ci単位の括弧書きが削除された。
★ 10.8.7.5.1	変更	特別形設計認可:認可国が発地国から設計認可国に変更された。

付録 (Appendices)

付録A	変更 追加	用語に多くの追加・変更があった。これらには「総リチウム含有量(aggregate lithium content)」、核分裂性の定義を「核分裂性核種」にする訂正、および「貨物輸送ユニットに組み込まれたリチウム電池」の新しい定義を含む。
付録D	更新	当局一覧表:最新の状態で更新された。【JACIS記:変更マークはない】
付録E	更新	E.1:販売業者一覧、E.2:UN規格容器の試験施設、いずれも最新の状態で更新された。 【JACIS記:変更マークはない】
付録F	更新	販売代理店、IATA認定危険物教育訓練校および認定危険物教育訓練センターが最新に更新された。【JACIS記:変更マークはない】
付録H	更新	危険物教育訓練の指針一能力に基づく教育訓練および評価の取り組み(Competency-based training and assessment approach) 危険物に対する能力に基づいた教育訓練の開発および実施のための指針資料が、規制当局、教育訓練提供者および会員航空会社と連携し、またそれらからの意見に基づき訂正された。1.5に対する規定案は付録I—今後の変更に移った。
付録I	新規	ICAO危険物パネルにより期日までに合意されたICAO技術指針2021-2022版への取り込みと同様に国連モデル規則第21版の変更の採択に基づき2021年1月1日に発効する変更の詳細を提供するためのものである。ICAO技術指針2021-2022版は未だ最終決定されておらず、正確な文章および詳細はDGR第62版にて決定される。 注:変更の意味を理解する一助として編集上の注が付されている。まだ修正があり得るものには、[]で囲っている。 【JACIS記:内容は多岐に亘って多数の追加・変更があるがここでは省略する。主要な項目は以下である。】 ・リチウム電池が組み込まれ、包装物、オーバーパックまたはULDに装着されまたは置かれるデータロガーおよび貨物追跡装置のような機器は条件に合致すれば規則の適用を受けない。 ・危険物に対する能力に基づいた教育訓練を反映するため1.5—危険物教育訓練に提案された変更。 ・カテゴリAの医療廃棄物に関する一般的な情報を含むためウイルスを移しやすい物質に対する規定を最新化した。 ・危険物リストの最新化。3つの火薬類(UN0511からUN0513)およびカテゴリAの医療廃棄物に対するUN3549の4つの新しいUN番号を含む。UN2216, Fish meal, stabilizedは旅客機/貨物機とも禁止/禁止から旅客機および貨物機共に許可されるよう訂正された。 ・多くの新規および修正された特別規定がある。 ・100mm x 100mmのリチウム電池マークを許可するための変更。最小寸法は100mm x 70mmに変更される。 ・IAEAによりSSR-6(Rev.1)2018版に採択された変更を反映するため第10章の変更。